

4 簡易課税制度の届出の特例

(1) 対象事業者

中小事業者は、課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分することについて困難な事情があれば、適用することができます。

(2) 適用対象期間

「簡易課税制度の届出の特例」を適用できる期間は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間です。

なお、「簡易課税制度の届出の特例」を適用した場合は、事業を廃止した場合等を除き、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、簡易課税制度の適用をやめることはできません。

(3) 調整対象固定資産や高額特定資産を取得した場合等の簡易課税制度選択届出書の提出制限を受ける事業者に対する措置

調整対象固定資産や高額特定資産を取得した場合等、一定期間、簡易課税制度選択届出書を提出することはできませんが、その課税期間中の課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分して合計することにつき、著しく困難な事情があるときは、簡易課税制度の届出の特例の適用を受けようとする課税期間の末日までに簡易課税制度選択届出書を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

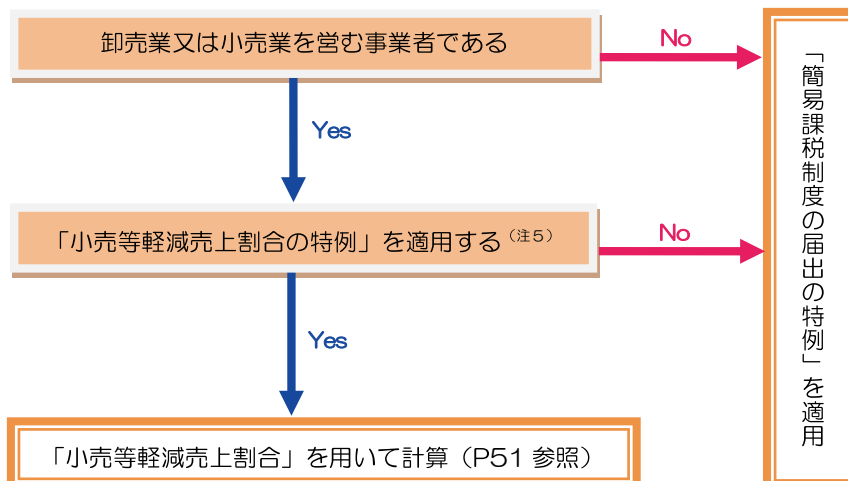
■ 「著しく困難な事情があるとき」とは…？

課税仕入れを税率ごとに区分して合計することが著しく困難である場合をいい、例えば、軽減税率の対象となる課税仕入れとそれ以外の課税仕入れがある場合であっても、軽減税率の対象となる課税仕入れがそれ以外の課税仕入れの回数に比し、著しく少ない場合などは、帳簿、保存書類等からこれらの課税仕入れを容易に区分することができるので、他に考慮すべき事情があるときを除き、「著しく困難な事情があるとき」に該当しません。

なお、建設業、不動産業など、主として軽減税率の対象となる課税仕入れを行わない容易に区分経理を行い得る事業者が、事務所、営業所等に自動販売機を設置した場合の清涼飲料水の仕入れや、福利厚生、贈答用として菓子等の仕入れを行った場合は、「著しく困難な事情があるとき」に該当しません。

《参考》卸売業又は小売業を営む中小事業者が適用できる仕入税額の計算の特例

卸売業又は小売業を営む中小事業者は、「小売等軽減売上割合の特例」又は「簡易課税制度の届出の特例」のいずれかを適用することができます。



(注5)
売上げを税率ごとに区分経理する必要があります。